改 正 (R5)

【一戸建て住宅に設置する屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準の ただし書に係る取扱い(緩和措置)について】

(適用条件)

1 次の各号いずれにも適合する場合、その住宅部分の処理対象人員を5人とす ることができる。

なお、離れがある場合であって、母屋及び当該離れをそれぞれ独立した住宅 として処理対象人員を算定するときは、独立した住宅ごとに適用するものとす

- (1) 一戸建ての専用住宅又は併用住宅に設置される合併処理浄化槽であるこ と。(二世帯住宅、賃貸住宅及び建売住宅を除く。)
- (2) 住宅部分の延べ床面積(増築又は改築を行う場合は、当該工事後の延べ床 (2) 住宅部分の延べ床面積(増築又は改築を行う場合は、当該工事後の延べ床 面積)が180㎡以下であること。
- (3) 実居住人員及び将来の居住人員の見込みが5人以下であること。
- 使用水量の見込みが1.0000/戸・日以下であること。
- (5) 台所及び浴室がそれぞれ1か所以内であること。

(遵守事項)

- 2 ただし書の適用を受ける場合は、次の各号を遵守しなければならない。
- (1) 自らの責任において、浄化槽の法定検査、保守点検及び清掃が適切に実施
- (2) 浄化槽設置後、1の各号に適合しなくなった場合及び法定検査の結果が「不 適正」と判定された場合には、適切な規格(人槽)の浄化槽への切替・交換、 浄化槽維持管理標準契約書の変更契約を含め、速やかに改善措置を講じること。
- (3) 浄化槽管理者(設置者)を変更する場合、変更後の浄化槽管理者に対し、 当該浄化槽設置届出書(計画書)の写し等を引き渡す等して、1及び2の各号 について遵守義務があることを承継すること。

(書類の提出)

- 3 次の届出書(計画書)等を提出する際に、ただし書の適用を受ける場合は、 別紙1による「一戸建て住宅に設置する屎尿浄化槽の処理対象人員算定におけ る緩和措置の適用願い」を4部添付すること。
- (1) 浄化槽設置(変更)届出書(計画書)
- (2) 記載事項変更(訂正)届出書

(記載方法)

現 行 (R4)

【一戸建て住宅に設置する屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準の ただし書に係る取扱い(緩和措置)について】

(適用条件)

1 次の各号いずれにも適合する場合、その住宅部分の処理対象人員を5人とす ることができる。

- 一戸建ての専用住宅又は併用住宅に設置される合併処理浄化槽であるこ と。(二世帯住宅、賃貸住宅及び建売住宅を除く。)
- 面積)が180㎡以下であること。
- (3) 実居住人員及び将来の居住人員の見込みが5人以下であること。
- 使用水量の見込みが1,0000/戸・日以下であること。
- 台所及び浴室がそれぞれ1か所以内であること。

(遵守事項)

- 2 ただし書の適用を受ける場合は、次の各号を遵守しなければならない。
- (1) 自らの責任において、浄化槽の法定検査、保守点検及び清掃が適切に実施 されること。
- 浄化槽設置後、1の各号に適合しなくなった場合及び法定検査の結果が「不 適正」と判定された場合には、適切な規格(人槽)の浄化槽への切替・交換、 浄化槽維持管理標準契約書の変更契約を含め、速やかに改善措置を講じること。
- (3) 浄化槽管理者(設置者)を変更する場合、変更後の浄化槽管理者に対し、 当該浄化槽設置届出書(計画書)の写し等を引き渡す等して、1及び2の各号 について遵守義務があることを承継すること。

(書類の提出)

- 3 次の届出書(計画書)等を提出する際に、ただし書の適用を受ける場合は、 別紙1による「一戸建て住宅に設置する屎尿浄化槽の処理対象人員算定におけ る緩和措置の適用願い」を4部添付すること。
- 浄化槽設置(変更)届出書(計画書)
- (2) 記載事項変更(訂正)届出書

(記載方法)

4 次の届出書(計画書)等の各欄に「※緩和措置適用」と記載すること。(記│4 次の届出書(計画書)等の各欄に「※緩和措置適用」と記載すること。(記│

載例参照)

- 拠」の欄
- (2) 記載事項変更(訂正) 届出書の「③浄化槽の規模」の欄等

(適用日)

- 5 ・本取扱いは、令和4年4月1日から適用する。
 - 本取扱いは、令和5年12月18日に一部改正する。

【記載例】

(1) 浄化槽設置(変更) 届出書(計画書)

5. <mark>(7.)</mark> 処理対象人員 及び算定根拠	①処理対象人員	5	Д
	②算定根拠 (1F) 8m×12m+	(2F) 6	Sm×10m=156㎡≦180㎡ <u>※緩和措置適用</u>

・複数の住宅に緩和措置を適用する場合

5. (7.)処理対象人員 及び算定根拠	①処理対象人員 10 人
	②算定根拠 (住宅1) 160㎡≤180㎡ 5人 ※緩和措置適用 (住宅2) 140㎡≤180㎡ 5人 ※緩和措置適用

(2) 記載事項変更(訂正)届出書

③浄化槽の規模	5 人槽	※緩和措置適用	

・増改築、用途変更の場合

④ 変 更 の内容	項目	変更前	変更後
の内谷	建築用途	専用住宅	 併用住宅 (持た帰り東田の弁当店を増築)
	延べ面積	175m²	(持ち帰り専用の弁当店を増築) 200㎡ (住宅)17.5m×10m=175㎡≦180

載例参照)

- (1) 浄化槽設置(変更)届出書(計画書)の「5.(7.)処理対象人員及び算定根 (1) 浄化槽設置(変更)届出書(計画書)の「5.処理対象人員及び算定根拠」 の欄
 - (2) 記載事項変更(訂正) 届出書の「③浄化槽の規模」の欄等

(適用日)

5 本取扱いは、令和4年4月1日から適用する。

【記載例】

(1) 浄化槽設置(変更) 届出書(計画書)

5. 処理対象人員及び 算定根拠	①処理対象人員	5	人	
	②算定根拠 (1F) 8m×12m+	(2F)	6m×10m=1	56㎡≦180㎡ <u>※緩和措置適用</u>

(2) 記載事項変更(訂正)届出書

③浄化槽の規模	5 人槽	<u>※緩和措置適用</u>

増改築、用途変更の場合

④ 変 更 の内容	項目	変更前	変更後
の内谷	建築用途	専用住宅	併用住宅 (持ち帰り専用の弁当店を増築)
	延べ面積	175m²	200m ²
			(住宅) 17.5m×10m=175㎡≦180

算定根拠 17.5m×10m=175 =7人	5㎡ ㎡ <槽	算定根拠	17.5m×10m=175㎡ =7人槽	m ^d =5人槽 (店舗)5m×5m×0.075≒2人槽 <u>※緩和措置適用</u>

別紙1

年 月 日

総合県民局長 東部保健福祉局長 殿特 定 行 政 庁

浄化槽設置者(管理者) 住 所

氏 名(自筆)

一戸建て住宅に設置する屎尿浄化槽の処理対象人員算定における緩和措置の適用願い

下記の一戸建て住宅に合併処理浄化槽を設置するに当たり、その住宅部分について「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302-2000)」ただし書による処理対象人員算定の緩和措置の適用をお願いします。

なお、将来的な使用状況の変化等により問題が生じた場合は、自らの責任において速やかに改善措置を講じることを誓約します。

記

		1	設置場所	
--	--	---	------	--

浄化槽の処理対象人員の算定上独立した複数の住宅に対して緩和措置を適用する場合は、下表2 ~6を記載せず、代わりに別紙2を添付してください。

	と自己組んとうですのプラフトを分析	AL CHAIL OF THE	• 0	
2	建築物の工事種別	□新築 □増築 □その他(口改築	口なし(既存))
3	住宅部分の延べ床面積 (130㎡ <a≦180㎡)< td=""><td></td><td>m²</td><td>※増築又は改築を行う場合は、当 該工事後の延べ床面積を記入して ください。</td></a≦180㎡)<>		m²	※増築又は改築を行う場合は、当 該工事後の延べ床面積を記入して ください。
	RA 18/251)	実居住人員	人	※将来の見込みは、増減後の人数
4	居住人員(≦5人)	将来の見込み	人	を記入してください。
5	台所の数(≦1か所) 浴室の数(≦1か所)		台所 浴室	か所 か所
6	使用水量見込み (≦1,000½/戸・日)	2.	/戸・日	※現世帯の水道使用量等を参考に して、使用水量見込みを記入してく ださい。井戸水を利用する場合等 も、可能な限り正確な使用水量見 込みを記入してください。

※二世帯住宅、賃貸住宅及び建売住宅は緩和措置の適用対象外です。

床面積、水廻りの位置、配管等が分かる図面(平面図)を添付してください。

なお、浄化槽の処理対象人員の算定上独立した住宅が複数ある場合、緩和措置を適用する住宅を示してください。 (遵守事項)

- 1 自らの責任において、浄化槽の法定検査、保守点検及び清掃を適切に実施します。
- 2 浄化槽設置後、表中3、4、5、6(別紙2を含む。次項において同じ。)に適合しなくなった場合及び法定検査の結果が「不適正」と判定された場合等には、適切な規格(人槽)の浄化槽への切替・交換、浄化槽維持管理標準契約書の変更契約を含め、自らの責任において速やかに改善措置を講じます。
- 3 浄化槽設置者(管理者)を変更する場合、変更後の浄化槽管理者に対し、浄化槽設置届出書(計画書)の写しを引き渡す等して、表中3、4、5、6及び上記各項について遵守義務があることを承継します。

別紙1

年 月 日

総合県民局長 東部保健福祉局長 粉定行政庁

> 浄化槽設置者(管理者) 住 所

氏 名(自筆)

一戸建て住宅に設置する屎尿浄化槽の処理対象人員算定における緩和措置の適用願い

下記の一戸建で住宅に合併処理浄化槽を設置するに当たり、その住宅部分について「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302-2000)」ただし書による処理対象人員算定の緩和措置の適用をお願いします。

なお、将来的な使用状況の変化等により問題が生じた場合は、自らの責任において速やかに改善措 置を講じることを誓約します。

12

1	設置場所		
2	建築物の工事種別	□新築 □増築 □改築 □: □その他(なし(既存)
3	住宅部分の延べ床面積 (130㎡ <a≦180㎡)< th=""><th>mf</th><th>※増築又は改築を行う場合は、前 該工事後の延べ床面積を記入して ください。</th></a≦180㎡)<>	mf	※増築又は改築を行う場合は、前 該工事後の延べ床面積を記入して ください。
100		実居住人員 人	※将来の見込みは、増減後の人間
4	居住人員(≦5人)	将来の見込み 人	を記入してください。
5	台所の数(≦1か所) 浴室の数(≦1か所)	台所浴室	か所 か所
6	使用水量見込み (≤1,000g/戸・日)	€/戸・日	※現世帯の水道使用量等を参考に して、使用水量見込みを記入して ださい。井戸水を利用する場合等 も、可能な限り正確な使用水量引 込みを記入してください。

- ※二世帯住宅、賃貸住宅及び建売住宅は緩和適用対象外です。
- 床面積、水躍りの位置、配管等が分かる図面(平面図)を添付してください。

(遵守事項)

- 1 自らの責任において、浄化槽の法定検査、保守点検及び清掃を適切に実施します。
- 2 浄化槽設置後、表中3、4、5、6に適合しなくなった場合及び法定検査の結果が「不適正」と判定された場合等には、適切な規格(人槽)の浄化槽への切替・交換、浄化槽維持管理標準契約書の変更契約を含め、自らの責任において速やかに改善措置を講じます。
- 3 浄化槽設置名(管理者)を変更する場合、変更後の浄化槽管理者に対し、浄化槽設置届出書(計画書)の写しを引き渡す等して、表中3、4、5、6及び上記各項について遵守義務があることを承継します。

別紙 2

	住宅の識別番号						
2	建築物の工事種別	□新築 □増割 □なし(既存) □その他(≗ □改築)	□新築 □増築 □なし(既存) □その他(口改築)
3	住宅部分の延べ床面積 (130㎡ <a≦180㎡) ※増築又は改築を行う場合 は、当該工事後の延べ床面 積を記入してください。</a≦180㎡) 		m [®]			m [*]	
4	居住人員(≦5人) ※将来の見込みは、増減後 の人数を記入してください。	実居住人員将来の見込み	, ,		実居住人員将来の見込み	, ,	
5	台所の数(≦1か所) 浴室の数(≦1か所)	台所 浴室	か所 か所		台所 浴室	か所 か所	
6	使用水量見込み (≦1,0002/戸・日) ※現世帯の水道使用量等を 参考にして、使用水量見込 みを記入してください。井戸 水を利用する場合等も、可 能な限り正確な使用水量見 込みを記入してください。	0/戸・日		2/	∕ 戸•日		

※床面積、水廻りの位置、配管等が分かる図面(平面図)を添付し、緩和措置を適用する住宅ごとに識別番号を付して示してください。

【一戸建て住宅に設置する屎尿浄化槽の処理対象人槽算定基準の ただし書に係る取扱い(緩和措置)の運用に関するQ&A】

Q1:緩和措置の適用願いの手続きの流れはどのようになるか。

A1:浄化槽設置者(管理者)は各総合県民局(東部保健福祉局)に4部提出する。各 総合県民局(東部保健福祉局)ですべてに受理印を押印後、各総合県民局(東部保 健福祉局)から各機関(①総合県民局等、②特定行政庁、③法定検査機関、④設 置者)へ送付する。

- Q2:適用日(令和4年4月1日)までに、記載事項変更(訂正)届出書を提出する場合 Q2:適用日(令和4年4月1日)までに、記載事項変更(訂正)届出書を提出する場合 の取り扱いはどうなるのか。
- 用対象と見なす。
- Q3:適用日までに確認済証が交付され、建築工事に着手している場合は、緩和措置 Q3:適用日までに確認済証が交付され、建築工事に着手している場合は、緩和適用 の適用対象か。
- A3:浄化槽変更計画書において、浄化槽の着工予定日が適用日以降であることが確 A3:浄化槽変更計画書において、浄化槽の着工予定日が適用日以降であることが確 認できる場合は、計画変更確認申請を行うことで、緩和措置を適用可能である。(能 力が低下(人槽減)する変更であるため、軽微変更でなく計画変更が必要)
- Q4:既存の「単独処理浄化槽」を利用する場合は、緩和措置の適用対象か。
- A4: 単独処理浄化槽は適用対象外である。

Q5: 増築や用途変更した場合の緩和措置の適用手続きはどうなるのか。

A5:(例)既存専用住宅に店舗を増築し、用途を店舗併用住宅に変更する場合 (概要)

- ·専用住宅(175㎡)既設合併処理浄化槽7人槽
- ・持ち帰り専用弁当店舗(25㎡)増築
- (人員算定) 住宅部分の処理対象人員に併用用途の処理対象人員を加算する。
- ・専用住宅部分:緩和措置適用により5人(1)
- ·店舗部分:0.075×25㎡=2人② ①+②=7人
- この場合は、浄化槽の構造や規模に変更がないため、様式6の記載事項変更 (訂正)届出書に緩和措置の適用願いを添付する。
- ※緩和措置の適用願いにおける使用水量見込みは住宅部分について記載す

〇記載事項変更(訂正)届出書記載例

④ 変更の	項目	変更前	変更後
④ 変更の 内容	建築用途	専用住宅	併用住宅 (持ち帰り専用の弁当店増築)

【一戸建て住宅に設置する屎尿浄化槽の処理対象人槽算定基準の ただし書に係る取扱い(緩和措置)の運用に関するQ&A】

Q1:緩和措置の適用願いの手続きの流れはどのようになるか。

- A1:浄化槽設置者(管理者)は各総合県民局(東部保健福祉局)に4部提出する。各 総合県民局(東部保健福祉局)ですべてに受理印を押印後、各総合県民局(東部 保健福祉局)から各機関(①総合県民局等、②特定行政庁、③法定検査機関、 ④設置者)へ送付する。
- の取り扱いはどうなるのか。
- A2:記載事項変更(訂正)届出書の受理日が、通知日以降の場合は、緩和措置の適 A2:記載事項変更(訂正)届出書の受理日が,通知日以降の場合は,緩和適用対象 と見なす。

 - 認できる場合は、計画変更確認申請を行うことで、緩和適用可能である。 (能力が低下(人槽減)する変更であるため、軽微変更でなく計画変更が必要)
 - Q4: 既存の「単独処理浄化槽」を利用する場合は、緩和適用対象か。
 - A4: 単独処理浄化槽は適用対象外である。
 - Q5: 増築や用途変更した場合の緩和措置の適用手続きはどうなるのか。
 - A5:(例)既存専用住宅に店舗を増築し、用途を店舗併用住宅に変更する場合 (概要)
 - ·専用住宅(175㎡)既設合併処理浄化槽7人槽
 - ・持ち帰り専用弁当店舗(25㎡)増築
 - (人員算定) 住宅部分の処理対象人員に併用用途の処理対象人員を加算する。
 - •専用住宅部分:緩和適用により5人①
 - ·店舗部分:0.075×25㎡=2人2 ①+2=7人
 - この場合は、浄化槽の構造や規模に変更がないため、様式6の記載事項変更 (訂正)届出書に緩和措置の適用願いを添付する。
 - ※緩和措置の適用願いにおける使用水量見込みは住宅部分について記載す
 - 〇記載事項変更(訂正)届出書記載例

④ 重 の	項目	変更前	変更後
変 更 の 内容	建築用途	専用住宅	併用住宅 (持ち帰り専用の弁当店増築)

延べ	・面積 📗	175m²	200 m ²
		17.5m×10m=175㎡ =7人槽	住宅)17.5m×10m=175㎡≦180㎡ =5人槽 (店舗)5m×5m×0.075≒2人槽 ※緩和措置適用
		=7人槽	

Q6:母屋と離れの場合の緩和措置適用の考え方はどうなるのか。

となる。

- (例)離れの単独処理浄化槽を廃止し、母屋の合併処理浄化槽に接続する場合 (概要)
- ·母屋(100m²) 既設合併処理浄化槽5人槽 台所·浴室·便所
- 既設単独処理浄化槽5人槽 便所のみ ·離れ(40㎡) (人槽算定)
- ・緩和措置適用により5人槽
- この場合は、浄化槽の構造や規模に変更がないため、様式6の記載事項変更(訂 正)届出書に緩和措置の適用願いを添付する。

図1~3 省略

〇記載事項変更(訂正)届出書 記載例

④ 変更の	項目	変更前	変更後
変内の	延べ面積算定根拠	(母屋) 100㎡ 10m×10m=100㎡ 合併処理浄化槽5人 槽 【図1のとおり】 (離れ)40㎡ 8m×5m=40㎡	(母屋)100㎡ (離れ)40㎡ 計 140㎡≦180㎡ 合併処理浄化槽5人槽 ※緩和措置適用 【図3のとおり】 離れの単独処理浄化槽を廃止し、母 屋の合併処理浄化槽へ接続する。
		[MZ07C037]	

延べ面積	175 m ²	200㎡ (住宅)17.5m×10m=175㎡≦180
算定根拠	17. $5m \times 10m = 175 \text{m}^2$	m²
	=7人槽	=5人槽 (店舗)5m×5m×0.075≒2人槽
		※緩和措置適用

Q6: 母屋と離れの場合の緩和適用の考え方はどうなるのか。

A6:敷地内に台所及び浴室がそれぞれ1か所以内である場合は緩和措置適用対象 A6:敷地内に台所及び浴室がそれぞれ1か所以内である場合は緩和適用対象とな

(例)離れの単独処理浄化槽を廃止し、母屋の合併処理浄化槽に接続する場合 (概要)

- ·母屋(100m²) 既設合併処理浄化槽5人槽 台所·浴室·便所
- 既設単独処理浄化槽5人槽 便所のみ ·離れ(40㎡) (人槽算定)
- 緩和適用により5人槽
- この場合は、浄化槽の構造や規模に変更がないため、様式6の記載事項変更 (訂正)届出書に緩和措置の適用願いを添付する。

図1~3 省略

〇記載事項変更(訂正)届出書 記載例

④ 変更の	項目	変更前	変更後
	延べ面積 算定根拠	(母屋) 100㎡ 10m×10m=100㎡ 合併処理浄化槽 5 人槽 【図1のとおり】	(母屋)100㎡ (離れ)40㎡ 計 140㎡≦180㎡ 合併処理浄化槽 5人槽 ※緩和措置適用 【図3のとおり】
		(離れ)40㎡ 8m×5m=40㎡ 単独処理浄化槽 5 人槽 【図2のとおり】	離れの単独処理浄化槽を廃止し、母屋の合併処理浄化槽へ接続する。

○母屋と離れの取扱い事例 ・母屋と離れのいずれかが台所又は浴室、又はいずれかが両方を備えていない場合

NO	種別		广工锤			設	備		浄化槽の人槽			
NO.			床面積	台	所	浴	室	トイレ	現	行	緩	和
1	母	屋	100 m ²)			0	7 1	7人槽		1
	離	れ	4 0 m ²				• 0		/ 八1日		な	C
2	母	屋	100 m ²)	0	7人	抽	な	1
	離	れ	4 0 m ²					0	/ _	、作首	/ J	C
	母	屋	1 4 0 m ²	C)	C)	0	¬ . l +#		- I	抽
3	離	れ	3 0 m²					0	7 人槽		5 人槽	

・母屋と離れそれぞれに台所と浴室を備えている場合 <u>それぞれ独立した住宅として緩和措置を適用した後、合算する。</u>

NO.	1 4 Dil	∴ =1≢			設	備		浄化槽の人槽				
	種別	床面積	台	所	浴	室	トイレ	現	行	緩	和	
(1)	母 屋	160 m ²	_	•		•		0	7人槽	14人	5人槽	<u>10人</u> 槽
1	離れ	140 m ²	_		_			7人槽	槽	5人槽	<u>作首</u>	

〇母屋と離れの取扱い事例

・母屋と離れのいずれかが台所又は浴室、又はいずれかが両方を備えていない場合

NO	種別		∴ =1≢			設	備		浄化槽の人槽			
NO.	1	浬別	床面積	台	所	浴	室	トイレ	現	行	緩	和
(1)	母	屋	100 m ²	()			0	フ l l 曲		なし	
	離	れ	4 0 m²					0	, ,	7人槽		L
2	母	屋	100 m ²			O		0	7	L I #	な	l.
2	離	れ	4 0 m²					0	, ,	7人槽		C
a	母	屋	1 4 0 m ²	()			0	7人槽		5人槽	
3	離	れ	3 0 m²					0	/ /	八佰	5)	∖有百

・母屋と離れそれぞれに台所と浴室を備えている場合

NO.	兵 则 大工徒					設	備		浄化槽の人槽			
	1	種別	床面積	台	所	浴	室	トイレ	現	行	緩和	
(1)	母	屋	100 m ²					0	5人槽	1 0	<i>+</i> ~1	
	離	れ	4 0 m ²						5人槽	槽	なし	
2	母	屋	100 m ²					0	5人槽	1 0	<i>+</i> ~1	
	離	れ	4 0 m ²					0	5人槽	槽	なし	
(a)	母	屋	1 4 0 m ²					0	7人槽	1 2	<i>+</i> ~1	
3	離	れ	3 0 m ²		•				5人槽	槽	なし	